

ミルとジェヴォンズの女性労働者の保護に関する 考え方の相違に関する一考察

阿部秀二郎

はじめに

ホワイトは、幼児のいる女性が工場法によって保護されるべきであるというジェヴォンズの主張に注目を与えた (White (1994))。ホワイトの論文を含むグローネヴェーゲン編集の *Feminism, and Political Economy in Victorian England* では、ケインによってミルを始めとする当時の経済学者の女性労働に関する考察が展開された (Caine (1994))。ミルとジェヴォンズはベンサム功利主義の影響を受け、それを自身の考察に活用したが、工場法による女性労働政策に関しては反する姿勢を取るようになった。

グーベルニューはこの反する姿勢に関して「ジェヴォンズとミルにおける伝統的な労働の性的分業に関して、ジェンダー平等は効率的か」という論文を書いている (Gouverneur (2013))。端的に言えばミルは正義の点から女性保護への国家介入を否定したのに対して、ジェヴォンズは効率性の点から女性保護への国家介入を肯定した。

本研究では、工場法による女性保護に対する国家介入に対するミルとジェヴォンズの反する主張について、彼らがどのような想定に立っていたのかについて考察することを通して、グーベルニューの研究への評価を試みる。

第1章 ミルにおける女性労働に関する考察

「社会の成員で、その従属的地域のために（と言われているが）、その契約の自由を彼ら自身の保護のために立法府によって制限されるべき者の中へ、婦人をも含ませるべきであるという提案が、往々にして唱えられる。そして現行の工場法では、婦人の労働も、青少年の労働とともに、特別の制限の下に置かれている。しかし、このような目的およびその他の目的のために婦人と児童を同列に置くということは、私には、原理からいっても弁護できないし、実際においても有害なことであるように思われる。」

(CW III, 952-953/ 訳 (五) 317)

上がミルの『経済学原理』における「政府の役割」からの引用である。

まずは前者のミルの考え方について、『経済学原理』そして『自由論』を中心として見ていくことにしよう。

第1節 ミルの政府の役割に関する主張：『経済学原理』第5編

ミルは自身の『経済学原理』の最後として、政府の役割に言及する。政府の役割に対するミルの関心の背後には、政府の役割に関して適切な議論がなされていないというミルの認識が存在していた。その認識に至る説明として、ミルは政府の役割に関する次の両極端な二つの派が存在すると指摘する。一方は社会改良家による政府の役割の拡大化の傾向であり、他方は政府の役割の拡大化が進む中で過剰にその拡大化に予防線を張ろうとすることにより政府の役割を最初から限定しようとする傾向である。(CW III, 799/ 訳(五) 13-14)

そして前者は理論においても実践においても大陸諸国における傾向であるのに対して、イギリスは正反対、つまり後者にある政府介入が過度に限定されているとミルは考える。このことから、ミルの当時のイギリスにおいては政府の役割について極端に制限されているという問題意識があることが分かる。そこでミルはこの政府の役割について、帰納法的にすべての政府によって行われている「必然的」機能¹⁾を抽出し、そうではない機能、つまり必ずしも政府によって行われるべきか不明な選択的な機能について考察を行っていくことになる。

ミルは丁寧に次の順序で考察を行う。まずは「必然的」機能。次に、選択的な機能の中で間違った説によって実施された機能または実施されている機能。最後に理論がなくても政府の役割に含むべきものがあるのかどうかについて。そして最後を議論する際の中心的な論点は、政府の役割が増大すること（または減少すること）がもたらす利害得失である。(CW III, 804/ 訳(五) 23)

そして女性の労働に関する言及が登場するのが最後の議論に関するものであり、「第11条 自由放任主義あるいは不干渉主義の根拠と限界について」において展開されている。この章の冒頭では、あらためて第5編の冒頭で提示されたミルの問題関心が繰り返される。すなわち政府の役割に関する両極端な派それぞれで十分な議論がなされていないのであり、この議論にミルが挑戦し、貢献するということになる。その際に、ミルは個人の自由な判断または裁量にまで政府が介入する「権威的」なもの、そうではないものを分別し、前者の権威的な介入につ

1) 翻訳では「必然的」と対立する機能として「随意的」としているが、筆者は選択的なという用語を用いる。馬渡(1997)を参照にした。

「必然的」機能としてミルは次の3つを挙げた。

1. 政府自身が存立する経済的条件としての歳入に関する方策
2. 財産と契約について、政府が定めている法律
3. 裁判所と警察

この中では1に関する議論が多くを占める。

いては介入されるべきではないものとして次のように提示する。

「人間の生存の中に、…権威的介入が犯すことのできない、ある聖域がある…個人の生活にだけ関係し、他の人たちの利害に作用しないところの、あるいは他の人たちの利害にはただ模範となるという道徳的影響を通してのみ作用するところ」

(CW III, 938/ 訳 (五) 289)

さらに、それらの個人を超えて他人に影響を与える可能性のあるものについて、好ましくないという理由で禁止する場合には、禁止する側に説明責任があるとする。その「責任」について、ミルはもちろん上に指摘した踏み込むべきではない部分に踏み込んでいる可能性が高いという理由以外に、禁止された人間の人間としての成長の機会が喪失されてしまう傾向を指摘する。

「肉体的あるいは精神的な、感覚的あるいは行動的な諸能力のある部分の発達を、 *prp fonto* に〔それだけ〕枯死させる傾きがある」

(CW III, 938/ 訳 (五) 290-291)

政府の役割と、人間の潜在的能力の発揮による人間自体の成長との関係に関する指摘は、さらに政府の役割と社会全体の利益の増大との分析にまで進むことになる。まずミルは「精神の自立性と人格の独立性」が「進歩の唯一の源泉」(CW III, 940/ 訳 (五) 293) であるとしている。ミルはこの自立性や独立性は民主主義において多数派（したがって政府）が少数派に勝利していくという論理の中において発揮しにくくなる傾向にあるとする。²⁾

個人の自立と独立に根差す束縛されない自由な状況が個人のみならず社会全体の進歩（成長）につながることになる。さらにミルは進歩を推進する条件として、事業を行う上での直接的利害関係を挙げる。少し脚色していえば、直接的利害関係を有する方が主体的な関心を持って課題と格闘することになる。課題と格闘することによって能力が発展することになり、その能力が発揮されることで進歩につながる。ミルはこの直接的利害関係をもたらず条件として実際の困難、実践性を提示する。つまり実際の困難に立ち向かう必要に迫られること、実践性を有することが進歩を推進することにつながることになる。こうした分析から、ミルは人間が能力を発揮する上での実学・実践教育の重要性を主張することになる。

2) この場合に政府には自立性や独立性を確保される方法が求められることになる。この分析はトクヴィルの影響と指摘できる。ミルとトクヴィルとの往復書簡からミルがトクヴィルの影響の中で多数者による政治的のみならず社会的圧力に対抗する方策が必要であると認識していたことが理解される。(関口 (1997))

「このような能力（活動的能力と実際の判断）を、ひとり選ばれた少数者においてのみならず、すべての人々において養成することが大切である。社会全体の利益のためにみずから進んで行動するという習慣を持たない国民…においては、まだ半分しか開発されていないのである。彼らの教育は、そのもっとも重要な部門の一つにおいて、欠陥があるのである。」

(CW III, 943/ 訳 (五) 299-300)

ここまでの議論で、ミルが政府の役割としてその意義を肯定的に提示しているものは唯一可能な限り人々の個性と独立を尊重し実践的な課題に直面させるように仕向けることであり、逆の方向ではない。つまり人々の個性や独立を妨害したり、実践的な課題と直面する機会を政府が奪取する場合には好ましくない政府の役割ということになる。ミルの言葉では「自由放任原則が一般の原則」とあるが、ミルが指摘したように多くの政府介入についてその社会的利益が不明確なところから過剰化していく傾向があるという面における介入の制限ということにはなるであろう。一方で人々の個性と独立の伸長、社会的利益をもたらすための主体性や実践性の確保のための政府の役割が存在するということになる。

そこでミルが提示した政府の役割について考察してみよう。

第一は、教育である。教育はそれを享受する側が欲するものではないが、それがもたらす社会的利益は大きいことから、必ずしも教育を享受する側が主体的に教育を欲するというにはならない。³⁾ この場合の社会的利益について、ミルは「自立心」への効果を挙げる。教育に関する自由放任の原則から政府が介入するのではなく、各家庭または慈善的団体に委ねるべきであるという批判に対して、ミルは国家が教育を施す場合と比して社会的利益が小さくなると考える。(CW III, 949-950/ 訳 (五) 310-311)

次に、これまで指摘したように、主体の自立は、その主体のみならず社会全体の利益に貢献する。しかしその前提として、主体が自身の利益について判断する能力がなければならない。この能力が欠如しているまたは未成熟の場合である。

ミルは、精神病患者、痴呆、幼児を挙げている。こちらも政府が介入するべきではなく、主体の利害関係を主体以外の誰かに委ねてよいかという問題があるとミルは指摘する。主体以外の誰かが権利を濫用する可能性を指摘することで、やはり国家介入が必要である。児童の長時間

3) ミルの『自伝』から自身の経験を語っている部分を提示しよう。

「子供にはずいぶん多くのことをさせねばならないし学ばせねばならない。…今の教え方で、年少のものが覚えねばならないことのできるだけ多くをやさしく面白くしてやろうとするのは、むろんほめて然るべき努力にはちがいない。しかしもしこの原則が行き過ぎて、やさしくされ面白くされたもの以外には何も覚えることを要求しないというところまで行つたとすると、教育の主な目的の一つが犠牲にされてしまう。…昔の残忍な圧政的な教育法がはやらなくなったことを喜ぶけれども、あれも勉強の習慣をむりやり植えつけることには成功していたのだ。そこにゆくと新しい教育法は、きれいなことは何一つできない人間ばかりを育てるように私には思える。」(CW I, 53-54/ 訳 54)

労働の規制がその例として提示されている。(CW III, 951/ 訳 (五) 315-316)

そして本章冒頭の引用へとつながる。引用にある「原理から」については、女性は上の精神病者、痴呆、幼児とは異なり自身の利益について判断する能力があり、教育を必要とする分別のない存在ではないことから、介入するべきではないということになる。一方で「実際においても有害である」はその後の文脈から、工場で賃金を獲得できる方が家庭で賃金も獲得できず(アンペイドワークの状態)にいるよりも害が少ないと理解できる。さらにこの説明の背後にはミルのアートの論理が存在しているとも言える。

「婦人の地位を改善するためには、反対に、夫人に向かってすでに開かれている産業における独立的な職を全部または一部封鎖してしまうことではなくして、むしろそれにもっとも容易に就きうるようにすることをこそ目的とすべきである。」

(CW III, 953/ 訳 (五) 318)

法が想定している前提は次であるとミルが考えているように思われる。工場法による労働時間削減→女性の保護。しかし実際には次のようになるとミルは考えている。工場法による労働時間削減→家庭での滞在時間増加+賃金減少→社会的地位改善未達成→女性の自立の遅延化。理想的には工場法がなければ、女性は裁量で労働時間を継続・増加する者も、減少する者も存在することになるが、工場法は女性の自立機会を一方的に奪取することになる。しかし上の論理は理想的状態であるとミルは考えている。一つには賃金は夫に搾取されているからであり、女性は裁量を利かせることができないからである。女性は男性に隷従しているからである。工場法はこの隷従状態を保持する方向に作用することがミルにとっての有害さと指摘できよう。

第2節 ミルの長期的な経済社会発展の考え方：『経済学原理』第4編

前節末で提示したミルの考え方は長期的な経済社会の発展論として『経済学原理』第4編で提示されている。第4編は動態論であり、第3編までで説明された均衡論に対して運動論を説明するものとしている。(CW III, 705/ 訳 (四) 10)

そして「第7章 労働者階級の将来の見通しについて」の中で、女性の隷従からの解放がもたらす社会全体の予想的な利益について述べられている。この章では最終的に社会主義へのミルの接近を説明することになる。

まず、現状の貧困状態にある労働者の地位に関する対立する理論があるとミルは指摘する。一つは「従属保護の理論」であり、労働者たちは不遇な運命から保護されなければならないのであり、そのために富裕な階層による社会的な規制が必要であるという考え方である。(CW III, 759/ 訳 (四) 113-114) つまりパターナリズムである。そしてミルはこの理論が富者と貧者の関係のみならず、男女の関係にも適用されるとしている。⁴⁾そして富者または親または男性など

の社会的強者が社会的弱者を保護することは一時期には正当なものであったとしても普遍的に正しいものではなく、むしろ社会的強者の保護から社会的弱者を保護しなければならない状況になっている。特定の健全な社会的強者が存在し、社会的弱者を保護するための制度・法規を整えたとしても、それによって社会的弱者が保護されているわけではない。こうしてミルは労働者階級、子供、女性を保護するために作られた制度・法規により、逆に虐げられている可能性があることを指摘する。

もう一つの理論は「自立の理論」である。そしてミルが「今後」の労働者階級の存続の可能性を求める基盤である。まずは現状認識として、労働者はすでに自立の方向へと進んでいる。

「大衆の心のなかには、自発的研究が進行しつつあり、それは、人為的援助が与えられるならば、大いに促進され改善されるであろう。」

(CW III, 763/ 訳 (四) 123)

そしてこの自立の動きはさらに推進されるとミルは考える。この結果、労働者階級は新聞などから知識を得たり、団体などで学修を行うことで知識を増加し、自己決定をより欲することになるとミルは推測する。

さらにその文脈において女性の自立が議論されることになる。女性が社会進出する中で自立し、勤労の結果を女性自身が確保することが実現することで少子化が進むと指摘する。男性そして男性社会システムに女性が隷従する現状では、男性から経済的に搾取されながら出産・育児させられることで出生数が維持されている。これに対して、女性が社会的経済的に自立することで、就労・結婚・出産・育児などを自己決定することになる。出生率は必然的に低くなるという論理である。

ミルは労働者の自立化は少子化だけではなく、雇用関係の廃棄へと向かうという予想も立てる。ここでも現状において労働者が新聞などの情報に接し、言論の自由が確保される状態が続くことで、労働者階級と資本家階級は互いに互いの利益を考慮するようになり、労働者階級と資本家階級の協同組織（アソシエーション）さらには労働者階級のための協同組織（アソシエーション）という組織形態になっていくと予想する。(CW III, 767-769/ 訳 (四) 130-134)

こうしてミルは人間の自立的な存在によって、社会組織もそれらの存在に適合的な状態に進化すると考えているのであり、女性の自立化もその過程の一つと考えていたと理解できる。ここで次の論点が存在する。女性と協同組織（アソシエーション）の関係である。

✓ 4) 訳者によれば、理論の男女間への適用に関する内容は、第3版（1852年）に追加された。(訳 (四) 121)

第3節 人間本性または性癖がもたらす女性の自己決定の妨害

社会主義者のトンプソンは、ミルの父ジェームズが著した『統治論』で子供の利益が親に含まれるのと同様に女性の利益が父または夫の利益に含まれることから、女性の参政権の必要性が否定されている⁵⁾ ことに対して、『人類の半分を占める男性が、人類の半分を占める女性を代表することに対するアピール』で批判を展開した。ミルも同様に父ジェームズの立場を、ジェームズ自身が肯定している代議制を利用しながら批判している。

「私は当時も思いその後もつねにそう思うのだが、…はなはだまちがったものであることは、父のこの論が大いに攻撃した意見のどれにも劣らぬのである。女性の利害が男性のそれに含まれているというなら、それにすこしも劣らぬ有力さで、人民の利害は国王の利害に含まれているということもいえる理窟である。」

(CW I, 107/ 訳 96)

ミル『自伝』は、当時の教育、教育改革の議論が高まる中でミル自身の経験が何らかの貢献となることを期待して出されている。当時には幼少期にあまり実施されていない教育をミル自身は父ジェームズから享受した。この例外的な教育がミルのその後の人生において有した影響を世の中に提示すること、つまり幼少期の特異な教育実験とその結果が当時の社会に何らかの示唆を与える目的が存在した。既述したように幼少のミルにとってジェームズの教育は楽しいものではなかったが、その教育の重要性は認めている。このジェームズの情熱や知識などから大きな影響を受けたミルであったが、それゆえに上で引用した女性の権利に関するミルのジェームズ批判は重要性を有していると指摘できよう。

山尾(2020)では、ミルの協同社会と女性について、トンプソンとミルとの関係から考察を行った。トンプソンもミルも女性が男性に隷従している惨状に関する問題意識は共有していたとしながらも、ミルは協同組織が女性の隷従を開放するとは主張しなかった。『女性の隷従』の中で協同組織については言及されていないこと、ミルからアメリカのジャーナリストに送られた書簡の内容から、山尾は女性の解放を協同組織の成立で実現できると考える社会主義者の考え方に対して、協同組織では女性の解放は実現せずに、政治的参政権の実現こそが必要と考えていたことを証明した。(22)

ミル『経済学原理』第4編の第7章第7項「競争は有害なものではなくて、有用かつ不可欠なものである」において、社会主義者が指摘していない協同組織の問題点が指摘されている。⁶⁾ 競争がもたらす高賃金や商品の低価格化が実現できないという点も指摘されるが、本研究との関係で指摘すべきは独占の弊害である。この場合独占が資源の効率的配分を阻害するというこ

5) Mill (1825), 21/ 訳 156

とではなく、協同組合内での競争が労働者間で行われないことになり、怠惰な労働者が生み出されるからである。(CW III, 794/ 訳 (四) 195)

「人類の生来の怠惰癖、消極的になろうとする彼らの傾向、習慣の奴隷となり、いったん選んだ途をいつまでも変えまいとする傾向—これらのことを看過することは、社会主義者たちの共通の誤りとなっているのである。」

(CW III, 795/ 訳 (四) 196)

このように社会主義者は、環境や制度の変化(道徳的に好ましいとされる無競争社会の実現)と人間の本質との関係(競争という外発的動機づけの消失)を見ていない。

このような人間の本質または傾向、性癖とそれを取り巻く環境や制度との関係に関する動態的なミルの視点が顕著に表れているのが、『自由論』であろう。

『自由論』は古くから存在している個人の自由に対する権威の介入の議論を土台にしながらも、権威を有する主体が変化する中で改めて、個人の自由に対する権威の介入の在り方について解説した本である。したがって環境や制度等が時代に応じて変化したとしても根本的に変化すべきではない、「自由の原理」が最初に説明される。

「人類がその成員のいずれか一人の行動の自由に、個人的にせよ集团的にせよ、干渉することが、むしろ正当な根拠をもつとされる唯一の目的は、自己防衛(self-protection)である…意志に反して権力を行使しても正当とされるための唯一の目的は、他の成員に及ぶ害の防止にある」

(CW XVIII, 223/ 訳 24)

こうして他者に害を及ぼさなければ個人の活動には自由に任されるべきということになるが、だからといってその個人に対する介入の可能性があることを福田(1990)は「パターンリズム」という点から次の3点にまとめる。①その個人が理性的に行動することができない場合(教育で対応できない場合)、②その個人に予想できない好ましくない結果が存在している場合、③奴隷などのようにその個人の自由自体を喪失してしまう場合、である。(9-11)

✓ 6) 馬渡(1997)が指摘する比較の方法がここでも利用されていると指摘できる。いずれの制度を採用するかを考慮する場合には、それぞれの制度のメリットとデメリットを客観的に比較することが必要である。ミルの真摯な学問的姿勢は山尾(2020)などでも指摘されているが、ジェームズの影響が大きい。ミルが教育の上でジェームズの書物から受けた影響として最大であると指摘しているのが『インド史』であった。多様な利害関係を有する多様な主体をジェームズは急進派であるとはいえ、ラディカルに批判していた。(CW I, 27/ 訳 30-31)

第1節で指摘した『経済学原理』第5編に存在する政府の役割にあった、「主体が自身の利益について判断する能力がない」場合が、上の①と一致する。ここでもやはり「女性」が前面に出ることはない。女性は自由に自己判断、自己決定できる存在と認識されているからである。そして①に関連する文脈の中でミルは理性的な存在になるための教育が上手いかない場合（「子供につくりあげてしまう」場合）の危険を次のように指摘する。

「個々人の私事に関しては、正義と政策との一切の原理に照らして、決定権は、その結果を甘受せねばならないところの個人自らに与えられなくてはならない。そして、個人の行為に影響を与えようとする良い手段に対して不信の念を抱かせ、またこれを挫折させがちな事柄としては、およそ悪い手段に訴えてそれを試みることにまさるものはないのである。」

(CW XVIII, 282/ 訳 167)

上の引用で「良い手段」とは私事に関する自己決定である。一方で「悪い手段」とはたとえその決定の内容が良いものであったとしても、他者から決定を強制されるような場合である。ミルが挙げている事例がチャールズ二世の時代の清教徒的な不寛容である。好ましくない不道徳的な行い (vicious) に対して多くが不快に思うかもしれないことについて、そして多くがその行いを好ましくないと考えていることから、その行いを行う主体が不名誉な評価を与えられるなどのような方法で責めを負うべきなのに、予め強制的に不道徳的な行いを抑制することで、不道徳的な行為を行う必要がない主体も不道徳的な行為を「敢えて」行うことになってしまうのである。

さらにミルはその延長線上に法律化の弊害を指摘する。本人が自己判断し自己決定する根拠は、本人が自身の利害にもっともよく通じているからである。しかし「公衆は、彼らの非難するような行為を行う人々の喜びや便宜に対して、完全な無関心をもってこれを看過し、彼ら自身の好むところだけを考慮する」という性癖を有する。そしてこれらの公衆によって不快とされる対象の禁止が法律化されてしまうという。

こうして時代が変化する中で、かつての権威であった王・貴族のころとは異なり、公衆や信心を持つ教徒が権威的な存在になることで、また一方で公衆や信徒は自らの好ましい行為とは異なると考える傾向があることから、個人の自由は妨害されてきた。

言及はされていないが女性の長時間労働禁止に関する工場法も上のミルの想定に包含されると考えるべきである。公衆は対象である女性の利益や便宜について理解せずに、または考慮せずに、あるいは無視してしまうという人間の性癖を有する。これらのために、女性の労働もたらすと想定される弊害への公衆の不快感が存在し、その不快感が女性の労働を妨げる工場法の成立に向かう。たとえ不快な感情をもたらすような女性の労働であったとしても、他者に対する害もたらされない限り、女性は自己判断で労働時間を決定するべきである、ということ

になるだろう。

第2章 ジェヴォンズにおける女性労働に関する考察

「子供のいる女性が公的な工場の作業から排除されることは個人の自然的な自由に対する新しく極端な事例であるという反論がなされるかもしれない。…経済学者は間違いなく、…経済学の原理が契約の自由へのそのような介入に対して反するものであると抵抗するように思える。しかしこういったすべての仮定された自然的存在、原理、規則、理論、公理などはせいぜい善になると仮定したものと善になる確率が高いと考えられているものに過ぎない。…もし工場で働く自由が心地よい家庭の破壊であったり、生まれた12人のうち10人が死亡するような場合には、どのような理論も曲げることができない明確な悪がある。」

(Jevons (1883), 176-177)

上が、ジェヴォンズの『社会改良の方法』に収録されている「工場における既婚女性」の引用である。第1章のミルとは反対の立場であることが容易に理解できる。さらにジェヴォンズが引用の前段部分で挙げている自由を主張する経済学者にはミルも含まれる。⁷⁾

これに対して後段部分でジェヴォンズが指摘している介入可能性の根拠は、家庭の破壊、死亡者の存在である。これらについて見ていくことにしよう。

第1節 女性労働と家庭の崩壊に関するジェヴォンズの説明

ジェヴォンズの妻ハリエットは、ジェヴォンズが死ぬ前に時間を費やして研究していたのが幼児死亡率と仕事をしている母親との関係であり、立法化に対する必要性をハリエットに伝えていたとしている。(Jevons (1883), 179)

したがってミルとの比較で斟酌しなければならないのは、「女性」ではなく「幼児を養育する既婚女性」ということである。大きな違いは「幼児を養育する」点である。ミルの場合には女性の自立と女性を隷従する夫、社会との問題であったのに対して、ジェヴォンズの場合にはそれに加えて女性が養育する幼児が含まれる。

ジェヴォンズの「工場の既婚女性」という報告は『国家の労働との関係』を準備している中

7) ミルは契約締結の自由も認めるが、契約抹消の自由も認める。後者の中で自己の自由を放棄する契約（奴隷になる契約）が無効であることはすでに第1章第3節で見た。また関連してミルは婚姻契約も含めている。フンボルトよりも慎重にはあるが、他者に対する配慮のみならず第三者に対する配慮が重視される状況に対して、契約者による契約抹消の自由を保護する。(CW XV III, 299-301/訳 206-209)

で研究されていた内容である。既婚女性が10時間の間⁸⁾ 幼児や小さな子供を他人のケアに任せることに関する課題を対象にした。ジェヴォンズは様々な労働状況に関するレポートを読んでいくうちに、嫌悪感を覚えずにはいられなかったと述べる。なぜならば惨状が記録されているのに、何も対応できていないからである。報告という形式を取っていることから、多少戦略的に表現しているのであろうが、この時にジェヴォンズは相当な衝撃を受け、キリスト教国としてのアイデンティティーに訴えかけている。⁹⁾ (157) 幼児死亡数が多いのみではなく、少なからずの事例で意図的な子殺しが存在していること。一方で多くは配慮不足または不注意で死んでいることが調査から判明されていることが分かったからである。¹⁰⁾

ジェヴォンズは子供を有する女性が自宅から離れていることが幼児死亡率に影響を与えている可能性について分析を行う。その際に、労働組合の、女性が工場から離されるべきであるという主張には根拠が提示されていないという。さらに女性の労働市場からの排除を肯定する理由として、労働市場は過剰であるから女性が労働市場に参加することで男性の賃金まで下落してしまうという説があることをジェヴォンズは指摘しているが、これについては否定している。

また既婚の女性を排除するとする場合、子供はいるが何らかの理由で子供の父親がいない女性は排除されないことになるし、パートナーを経済的に支える未婚の女性にとっては結婚に対する負の動機づけになることから、既婚女性ではなく子供のいる女性を法律の対象とするべきであるという前提を提示する。

8) 1847年工場法を指す。(永島(2021), 25)

9) この文脈でジェヴォンズは1876年に記した論文内容を踏まえていると指摘できる。

「どうして大衆はその注意を卑劣な殺人者や人間の利益のために犠牲になる犬やウサギに向けるのに、…存在する悪をただ黙ってみているのか」

(Jevons (1883), 157)

ジェヴォンズの論文に「動物に対する残酷：社会学の研究」がある(Jevons (1876))。「くじ」や奴隷などの例を挙げながら、特に顕著なものとして具体的にジェヴォンズが論文で問題にしたのは動物への残酷さに関する、人間の貫性のない対応であった。

イギリス人は他の野蛮な国々の人々と異なり闘牛などを野蛮な行為と考えるなど高潔なはずである。過去には様々な残酷な行為があったが過去のことであったと信じていたイギリス人にとってこの時代に動物の生体解剖が行われていることが暴露されたことは衝撃であった。生体解剖反対派などが熱狂的に活動を行うこととなった。

ジェヴォンズはしかしその一方で公然とスポーツとして狩猟が認められていることを指摘する。また婦人が鳥の羽を身に付けているのも残酷さという点で非一貫的であるとする。ジェヴォンズは、残酷について分類と定義づけを行い、生体解剖が人間にもそして動物にももたらす科学的な研究に基づく利益を考慮したうえででの考慮が必要であると結論付ける。

10) 各都市の統計を提示している。港湾都市リバプールが10.36%と大きく、シェルフールド9.59%、パーミンガム9.52%、サルフォード9.38%などと高い割合が続く。田舎であるドーセッツシャーやウィルツシャーは時に、3.5%などにまで下がる。これに対して工業都市が必ずしも高くなくリバプールが高いことについて、多様な人々の混合が衛生状態に与えている影響が指摘されているが統計的に明確ではないという理由でそれ以上は進まない。(Jevons (1883), 158-159)

次にスイスなどで採用されている産前産後の一定期間の排除はイギリスの大都会での実施可能性が不安視される。そこで立法が要求されるわけであるが、女性だけではなく子供に対する配慮も必要になるのである。この配慮がなされていないことが高い幼児死亡率に結びついている。高い死亡率に関して論争が繰り広げられ、1872年には「幼児の生命保護法」が成立することになった。この法律は死亡に関する報告義務が課されていた。それらの報告からさまざまな事情が見えてきたのである。(164)¹¹⁾

ジェヴォンズがそこから見出したのは、開発がなされた後の農業地域で死亡率が増加していることであった。開発後ということから死亡の原因としてマラリアの可能性は否定される。そして母親が都会に働きに出かけ、子供が老婦人に預けられることが死亡と関係していることを証言から引き出している。さらにジェヴォンズは当時流行していた、幼児が泣きわめかないように幼児に与えるアヘン溶液のゴッドフリー・シロップ (Godfrey's Cordial)¹²⁾ によって、母親の栄養が不足するとともに中毒になり、幼児が死亡するという医師の話を紹介する。(166)

さらに、ジェヴォンズは都会の地域で母親が労働に出るために子供を放棄することで、子供が食事の栄養、着替えがままならないこと（冬場）などが死亡を高めていると指摘する。逆に母親が家庭にいる場合には死亡率が高くなることも提示する。(166)

ジェヴォンズが講演をしたのは1882年であり、当時の死亡率も著しく減少していない。つまり1872年法そしてその後の1879年法も空文であると認識されていた。そのような中で、働く女性の権利を守りつつも幼児の死亡率を下げる方法としてより完全な幼児の託児制度を模索する動きがあることに対して、ジェヴォンズは分析してきた結果から、母親の育児状態の確保を主張する。

「〈子供が3歳になるまで、工場や作業場での母親の徹底的で完全な労働からの排除〉を主張する」

(172, 〈〉：イタリック)

ジェヴォンズのこの提案の背後に存在するのは、「実験」に基づき社会が少しずつ進化するという信念であったと言える。実際にこれまで失敗してきた法をそのまま継続することに対する反対意見があることを予想したうえで、ジェヴォンズは過去の法の施行から問題点や課題点について蓄積的に学習してきていると主張する。

過去の工場法に対して様々な反論がなされたが、現在（当時）ではその意義が共有されてい

11) Tate (1933) ではその法律の変遷が指摘されており、72年法では報告の義務以外に baby-farming として子供を預かる条件も制定されていた。(401)

12) Jordan (1987), 19

るとした。自由放任原理や介入しないことを主張する経済学者などに対して、科学の力によって進化を助長させることができると主張した。¹³⁾

そしてジェヴォンズがそのような進化論的な発想に基づき、統計や調査を利用する科学的な力によって女性労働への介入を求める理由になったのは、女性の隷従が直接的なものではない。子供が最大の原因であった。

「自由や権利について言うならば、明らかなのは政党がこの問題について関心を持つ必要があるのは子供なのである。子供は大衆に訴えかける手段もない。もしそれをしようとするならば「ゴッドフリー」で静かにさせられてしまう」

(177, 「」: ダブルコーテーションマーク)

第2節 『労働との関係における国家』における女性労働規制の考え方

第1節で指摘したように、人や社会はどのように変化していくのか予め分かっていない。であるからこそ実験的な立法によって、その結果をこれからの社会に役立てる必要があるというジェヴォンズの認識が良く表れているのが『労働との関係における国家』である。レッセフェール原理の限界（政府介入の必然性）について、詳細に見ていく必要があるとジェヴォンズは考える。

過去に工場法がいくつも策定され実施されてきたという歴史をジェヴォンズは紐解き、その中で男性労働者の場合基本的には労働時間の自由契約が守られつつも、一緒に労働する女性や子供の労働時間が規制される中で、男性労働者の労働時間も必然的に短縮化されることになってきていること、したがって将来的にはさらに変化する可能性を指摘する。しかしそれは経済学者たちが主張するように労働力低下に伴う総生産下落にはつながるかもしれないが、一方で男性労働者のゆとり増などによる、健康増加、知的教養増加につながるかもしれないと指摘する。(Jevons (1882), 64-66)¹⁴⁾

このような児童、女性に対する規制が男性労働者にも影響を与え、労働組合運動による活動も展開することで、男性の労働規制へとつながるものに対して、Grandmotherly legislation 原理へとつながった。

ではなぜ女性に対する保護規制が敷かれてきたのかという問いに対して、ジェヴォンズは女性の自己の安全維持能力が低いからだと考えられてきた可能性を指摘する。

13) 阿部 (2010) で見たように、スペンサーの進化論の影響がここでも見て取ることができる。

14) 井上 (1987), 212。井上 (1987) では、「応用経済学」という項目で、政府に関する叙述も含めて総体的に政府の役割を議論している。またジェヴォンズの報告後に対する報告への反応も紹介されている。一方で Peart (1996), Maas (2005), Mosselmans (2007) などはこれらの議論をほとんど扱っていない。

「男性に比べて女性は自身を守る能力が低いと考えられてきたように思える」(68)

しかしこの考え方にジェヴォンズは疑問を抱く。女性は組合も形成しなかったし、自身を守る方法も採ってこなかった。それは女性が家庭労働に専従していたからであるとジェヴォンズは指摘する。家庭労働に対する立法化がこれまでなされなかったのは女性が個々人で家庭の中で利益を確保できて来たからであるとジェヴォンズは考える。慣習法（コモン・ロー）は女性の利益も男性の利益とともに守ってきたが、女性の労働が家庭から工場へと移ることにより、これまでの条件が変わるのであり、立法化の必要が顕在化してきたとする。(69)

ジェヴォンズはこうして、女性の能力が低かったという考え方を否定しているように思える。過去には存在しなかった環境に適合していないと指摘できるかもしれない。

「多数の人がともに働（く）…工場は…100年ほどより前の中世の時代に一般的であった農業や家庭労働にとっては例外的なものである。」(69)

ジェヴォンズが女性労働に法的保護規制の根拠を求める背後に、歴史的な社会的分業に関する当時の時代の認識が共有されていることが理解できる。しかし女性は能力がなく、単純に保護され続けるべきであるという認識を有していたわけではない。また、第1節で説明したように、実験的な規制がもたらす結果がどのようなものになるのかは不明であるからこそ、ミルやフォーセットのようにこれまでの歴史的過程の中で蓄積されてきた性的な相違を無視する形での男女が同じに扱われなければならないという認識に至ることはできなかった。

おわりに

ミルとジェヴォンズの両方に共有されているのは、労働する女性に対する男性の支配または悪影響である。

ミルは『女性の隷従』第4章において、女性が解放されることに伴う男性の利益について言及している。逆に言えば、女性が男性に隷従することによる不利益である。ミルは何らかのハードルを乗り越える際に、人間としての進歩が存在すると考えていたことは第1章第2節でも説明した。現状において、男性が女性に対して社会的に優遇されている状態では、男性は「尊大と傲慢とを仕込むために常時組織されている学園ないし養成所」(CW XXI, 325/ 訳 162)に入る可能性がある。その態度はさらに女性に対して、そして結婚後に蓄積されたストレスは妻に対して向けられることになる。もし男性が女性に対して優越な状態を出発点にしないならば、男性も女性もこのような状態から解放されることになる。

ジェヴォンズは女性が幼児の育児を放棄しなければならない理由として、若い男性は女性の稼ぎで生計を成り立たせることを考えて、若い少女と結婚する怠惰なそして放埒な男性が悪の根源であるとする。(Jevons (1876), 177)

本研究の考察による、ミルに存在してジェヴォンズに存在していないものは次である。

- 1) 女性の男性に対する隷従関係から解放されることによる社会的功利の増大の可能性と必要性
- 2) 1)とも関連するが、介入または保護が有する成長の機会喪失の認識

一方でジェヴォンズに存在してミルに存在していないものは次である。

- 1) 女性が育てる幼児の存在
- 2) 科学的知識により判明する経験的結果と予想

ミルは女性が工場などに滞在する方が家庭に滞在するよりも好ましい状態であると考えている。労働時間の制約はこの点で好ましい状態にある時間を減らすことになるし、女性が解放されるための根本的な解決方法はないと考える。判断能力や情報が提示されている中で、何らかの形や方法で自己決定できる状態に対する介入は好ましくない状態をもたらすと考えた。

このような考え方に対してジェヴォンズの立場に立てば、女性が工場などに滞在する時間はミル同様に女性にとって好ましい状態なのかもしれない。女性が長時間労働を強いられているのは夫に原因があるのであるから、夫に労働させるべきであるということになる。しかし女性の自立は進まないことになるであろう。

ジェヴォンズは幼児の死亡率と母親が幼児の面倒を見ていることができない関係を、統計資料、レポートや科学的知識などを利用して明確にしたうえで、幼児の死亡率を下げる解決方法として母親の労働時間を短縮するように規制しないといけないと考えた。

このような考え方に対してミルの立場に立てば、幼児の死亡率と幼児と一緒に母親がいないこととの相関性を詳細に考察し、母親の責に帰すべきか否かを考察していったと考えられる。例えばゴッドフリーによる中毒は販売者の表示義務に対する課題があったのであり、母親が児童と一緒にいないことが直接的な問題ではないかもしれない。¹⁵⁾ また経験的結果を考慮する場合、ジェヴォンズも背後で多くの人々が死んだ経験に基づき工場法が意味を持つようになったと指摘するように、可能な限り自由な状況に委ね、多少の犠牲が払われようとも、介入は控えるべきという主張になった可能性もある。

グーベルニューに対して、次のように指摘出来よう。ミルとジェヴォンズともに功利的な基準を利用して説明しているように思われる。ミルはしかし女性が自立し、社会が発展した後の功利を計算している。一方、ジェヴォンズは幼児の功利を計算に入れている。そして両者ともにそれは正義に適うものと考えていたとまとめることができる。

15) 当時の幼児死亡率の高さに関して、Hansen (1979) では「乳幼児突然死症候群 (SIDS)」の可能性に言及している。

ミルが生存しているころにはすでに幼児死亡率の問題が提示されていた。ジェヴォンズが指摘したように、この問題に対する資料や分析結果は後から出てきたとはいえ、女性の解放が次世代を担う児童とどのように関係するのかについて言及されていない。¹⁶⁾ この点は課題として残しておくことになる。

最後に、退職される今田先生の退職記念号への論文として、当初は東インド会社におけるジェームズとジョンのミル親子の何らかの論点を論じたいと考えていたが、筆者の力の及ぶ範囲が余りにも狭すぎたことから、本研究のテーマになってしまった。今田先生とはケインズの経済思想についても議論をさせていただいたことがある。本研究でも取り上げたミルとともにイギリス知的エリート階層の深遠なインプリケーションについて今後さらに研究を続けたいと考えている。知的刺激を与え続けていただいたことに心より感謝申し上げる。

参考文献

- Caine (1994): CAINE, B., Feminism and political economy in Victorian England-or John Stuart Mill, Henry Fawcett and Henry Sidgwick Ponder the “woman question” . In P. Groenewegen, P. (Ed.), *Feminism and Political Economy in Victorian England*. Aldershot: Edward Elgar, 25-45, 1994.
- Gouverneur (2013): Gouverneur, V., Mill versus Jevons on traditional sexual division of labour: Is gender equality efficient?, *The European Journal of the History of Economic Thought*, 20(5), 741-775, 2013.
- Hansen (1979): HANSEN, E, deG, “Overlaying” in 19th-Century England: Infant Mortality or Infanticide?, *Human Ecology*, 7(4), 333-352, 1979.
- Jevons (1876): JEVONS, W. S., Cruelty to Animals-A Study in Sociology, *Fortnightly Review*, 19, 671-684, in *Methods of Social Reform*, 317-235, 1965.
- Jevons (1882): JEVONS, W. S., *The State in relation to Labour*, Macmillan, 1882.
- Jevons (1883): JEVONS, W. S., Married Women in Factories, *Contemporary Review*, 41, 37-53, in *Methods of Social Reform*, 156-179, 1965.
- Jordan (1987): JORDAN, T. E., The Keys of Paradise: Godfrey’s Cordial and Children in Victorian Britain, *Journal of the Royal Society of Health*, Royal Society of Health, 107(1), 19-22, 1987.
- Maas (2005): MAAS, H., *William Stanley Jevons and the Making of Modern Economics*, Cambridge, 2005.
- Mill (1825): MILL, J., The Article Government, reprinted from The Supplement to the Encycloedia Britannica, in *Essays on Government, Jurisprudence, Liberty of the Press and Law of Nations*, 1-32, 1965. 小川晃一訳『教育論・政府論』岩波文庫, 1983.
- CW I: MILL, J. S., *Autobiography*, in *Collected Works*, Vol. I, 1873(1981). 朱牟田夏雄訳『ミル自伝』岩波文庫, 1988.
- CW III: MILL, J. S., *Principles of Political Economy with some of their applications to Social Philosophy*, in *Collected Works*, Vol. III, 1848(1965). 末永茂喜訳『経済学原理』岩波文庫, 第4-5分冊, 1959-63.
- CW XVIII: MILL, J. S., On Liberty, in *Collected Works*, Vol. XVIII, 1859(1977). 塩尻公明・木村健康訳『自由論』岩波文庫, 1997.

16) 前原 (2017) の指摘するエリート層への啓発という論点に現在は関心を抱いている。一方で『女性の隷従』が当該論文で扱われていないことにも関心を抱いている。

- CW XXI: MILL, J. S., The Subjection of Women, in *Collected Works*, Vol. XXI, 1869(1984). 大内兵衛・大内節子訳『女性の解放』岩波文庫, 2019.
- Mosselmans (2007): MOSSELMANS, B., *William Stanley Jevons and The Cutting Edge of Economics*, Routledge, 2007.
- Peart (1996): PEART, S., *The Economics of W.S. Jevons*, Routledge, 1996.
- Tate (1933): TATE, H. B., Infant Life Protection, *Journal of the Royal Sanitary Institute*, 54(8), 401-404, 1933, Royal Society of Health.
- White (1994): WHITE, M. V., Following strange gods: Woman in Jevons's political economy. In P. Groenewegen, P. (Ed.), *Feminism and Political Economy in Victorian England*. Aldershot: Edward Elgar, 46-78, 1994.
- 阿部 (2010): 阿部秀二郎「スペンサー進化論に関するジェヴォンズの考察」『和歌山大学経済学会研究年報』(14, 1-14, 2010)
- 井上 (1987): 井上琢智『ジェヴォンズの思想と経済学』(日本評論社, 1987)
- 関口 (1997): 関口正司「ミルとトクヴィルの思想的交流: 往復書簡を中心に」『法政研究』(九州大学法政学会, 63 (3/4), 61-156, 1997)
- 永島 (2021): 永島剛「産業革命期イギリスにおける子どもたちの労働と健康」『大原社会問題研究所雑誌』(748, 21-37, 2021)
- 福田 (1990): 福田雅章「刑事法における強制の根拠としてのパターナリズム: ミルの「自由原理」に内在するパターナリズム」『一橋論叢』(日本評論社, 103 (1), 1-19, 1990)
- 前原 (2017): 前原直子「J. S. ミルの公共哲学と政治思想—J. ペンサムの功利主義論との関連で—」『中央大学社会科学研究所年報』(22, 113-136, 2017)
- 馬渡 (1997): 馬渡尚憲『J.S. ミルの経済学』(お茶の水書房, 1997)
- 山尾 (2020): 山尾忠弘「ジョン・スチュアート・ミルにおける協同社会と女性: 同時代の社会主義者ウィリアム・トンプソンとの対比を中心に」『マルサス学会年報』(29, 1-35, 2020)

A Research on the Differences between Mill and Jevons on Regulations protecting Women Workers

Shujiro ABE

Abstract

Economists including J. S. Mill rejected the Factory Acts, regulating the working hours per day for women. They insisted on the importance of free contracts. Mill insisted that women had to and could decide their own working time. However, Jevons showed strong approval of regulating the working hours per day for women. He insisted that infant mortality was related to mothers neglecting babies and children during work. This research will consider the reasons for their different opinions.